

資料 5 - 1 振動規制法の特定施設（振動規制法施行令別表第 1）

1	金属加工機械 イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ロ 機械プレス ハ せん断機（原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。） ニ 鍛造機 ホ ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。）
2	圧縮機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
3	土石用又は鉋物用の破砕機、磨砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。） 並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）
6	木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
7	印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
8	ゴム練用又は合成樹脂用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

資料 5 - 2 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

時間の区分 区域の区分	区域の区分に対応する規制基準	
	昼 間	夜 間
	午前 8 時 ~ 午後 7 時	午後 7 時 ~ 翌午前 8 時
第 1 種区域	6 0 デシベル以下	5 5 デシベル以下
第 2 種区域	6 5 デシベル以下	6 0 デシベル以下

備考 振動レベルの決定は、次のとおりとする。

- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値とする。

資料 5 - 3 振動規制法の特定施設に係る届出状況

(平成17年3月31日現在)

施設区分 市町名	特 定 施 設 数											届 事 出 業 工 場 場 数
	金 属 加 工 機 械	圧 縮 機	破 砕 機 等	織 機	コ ブ ロ ク ク リ マ シ ン ト 等	木 材 加 工 機 械	印 刷 機 械	合 口 成 樹 脂 練 用 機	合 射 成 出 樹 成 脂 型 用 機	鑄 型 造 成 機	計	
四国中央市	48	408	20	35	3	17	67	0	19	0	617	119
新居浜市	168	206	17	0	3	15	18	3	14	2	446	103
西条市	36	334	7	519	20	9	10	0	73	6	1,014	115
今治市	88	166	3	4,192	4	7	33	0	6	5	4,504	264
東温市	0	1	15	0	0	0	0	0	0	0	16	3
伊予市	11	64	3	20	0	11	23	0	0	0	132	31
大洲市	15	7	1	0	4	17	2	0	0	0	46	27
八幡浜市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
宇和島市	19	44	0	0	8	6	0	0	0	0	77	30
計	386	1,230	66	4,766	42	82	153	3	112	13	6,853	693

資料 5 - 4 振動規制法の特定建設作業（振動規制法施行令別表第2）

1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜き機（油圧式くい抜き機を除く。）、又はくい打くい抜き機（圧入式くい打くい抜き機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装板破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）

資料 5 - 5 特定建設作業の振動の規制に関する基準

区 分	第 1 号 区 域	第 2 号 区 域
基 準	特定建設作業の敷地境界線において 75 デシベル以下	
作業禁止時間	午後 7 時から翌日の午前 7 時まで	午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
作業時間	1 日 10 時間以内	1 日 14 時間以内
作業期間	連続 6 日を超えないこと	
作業禁止日	日曜日その他の休日	

備考 1 第 1 号区域は、振動規制地域における規制基準による区域のうち、次に示す区域。

- (1) 第 1 種区域。
 - (2) 第 2 種区域のうち、主として工業等の用に供されている区域を除く区域。
 - (3) 第 2 種区域のうち、学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね 80 メートルの区域。
- 2 第 2 号区域は、指定地域のうち、上記第 1 号区域以外の区域。
 - 3 振動レベルの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定器の 80% レンジの上端の数値とする。

資料 5 - 6 振動規制法の特定建設作業に係る届出状況

(平成 17 年度)

作業区分 市町名	くい打機等 1 を使用する 作業	網球を使用 2 して破壊す る作業	舗装板破碎 3 機を使用す る作業	ブレーカー 4 を使用する 作業	計
四国中央市	3	0	0	4	7
新居浜市	4	0	0	2	6
西条市	7	0	0	0	7
今治市	6	0	0	20	26
東温市	0	0	0	0	0
伊予市	0	0	0	0	0
大洲市	3	0	0	0	3
八幡浜市	0	0	0	0	0
宇和島市	1	0	1	0	2
計	24	0	1	26	51

資料 5 - 7 振動規制地域における道路交通振動の大きさの限度

時間の区分 区域の区分	区域の区分に対応する規制基準	
	昼 間	夜 間
	午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

備考 振動レベルは、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80% レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

資料 5 - 8 道路交通振動測定結果

(平成17年度)

道路名	測定地点	測定年月日	規制 区 域 の 区 分	振動レベル (dB)		要請限度との比較		
				昼間	夜間	昼間	夜間	総合評価
国道11号	四国中央市土居町津根2250-3	平成18年3月20日～3月21日	1	31	23			
国道11号	西条市小松町新屋敷甲496	平成18年3月15日～3月16日	1	42	42			
国道196号	西条市北条734-1	平成17年12月1日～12月2日	1	40	35			
県道壬生川新居浜野田線	西条市新田183-1	平成18年3月13日～3月14日	1	33	27			
県道壬生川丹原線	西条市丹原町今井77-1	平成18年3月23日～3月24日	1	27	22			
県道大洲長浜線	大洲市白滝甲214-1	平成17年11月16日～11月17日	1	30	30			
市道国道朔日市線	西条市大町250-81	平成18年3月14日～3月15日	1	36	30			
第1種区域：7地点		要請限度達成地点数(小計)				7	7	7
		要請限度達成率(%)				100.0		

国道11号	四国中央市三島宮川1丁目1-53	平成18年3月13日～3月14日	2	41	20			
国道11号バイパス	四国中央市妻鳥町1173-1	平成18年3月23日～3月24日	2	20	20			
国道378号	大洲市長浜甲1026-2	平成17年11月16日～11月17日	2	37	31			
第2種区域：3地点		要請限度達成地点数(小計)				3	3	3
		要請限度達成率(%)				100.0		

要請限度達成地点数	10
全調査地点数	10
道路交通振動の要請限度達成率(%)	100.0